

意 見 書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

国立大学法人徳島大学職員給与規則の一部改正については、概ね賛同いたします。

現状では、教育職基本給表の適用を受ける職員及び医療職基本給表の適用を受ける臨床工学技士にオンコール手当が支給されています。しかしながら、近年、病院血管造影検査(angiオ)室及び手術室において、緊急度の高い検査や手術への迅速な対応が求められるとともに、診療放射線技師及び看護師についても、緊急の呼び出しによる所定労働時間以外での出勤を要請されるケースが増加しています。

こうした実情を踏まえ、オンコール手当の支給対象を診療放射線技師及び看護師に拡大するとともに、1回の待機における手当額を1,000円から2,000円に増額するこの度の改正は、時宜にかなった必要不可欠な提案であると考えます。

その一方で、聞き及ぶところによれば、オンコール待機は行動範囲の制限や精神的緊張を強いることから、職員にとって過重な負担となっているようです。今回の改正に際しては、「他大学の状況を踏まえた」との説明を受けておりますが、実際には他大学病院や公的医療機関において、より高額の手当を支給している例も散見されます。今後は官民の別を問わず、さらなる比較調査を進めていただき、手当水準の一層の引き上げをご検討くださるようお願いします。

国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則等の一部改正については、これに概ね賛同いたします。

とりわけ、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」に関して、本学では、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、始業時刻等の変更、保育施設の設置運営、ならびに短時間勤務制度の3点を講ずる予定であるとおうかがいしております。

去る8月に提出した意見書においては、当該措置の対象時期を「小学校就学前」から「小学校就学後最初の夏休みまで」拡大することを要望させていただきました。それに対して、改正の趣旨に鑑みてその実現は困難であるとの回答を得ております。

とはいっても、小学校就学後においても、学校に慣れるまでに時間がかかるとともに、保育園に預けていた時にはできていた仕事と子育ての両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」の存在を懸念する声もあります。こうした点を考慮したうえで、引き続き柔軟な対応をご検討いただければ幸いです。

加えて、時差出勤等による勤怠管理の複雑化にともなう、集計ミスや処理の遅滞等が発生しないよう、適切な運用体制の構築を要望いたします。

あわせて、短時間勤務制度には、一日の所定労働時間を原則6時間とする措置が含まれていますので、時短勤務者をサポートする周囲の勤務者に負荷がかからないよう、適切に人員を配置する等の対応を求めます。

令和 7 年 9 月 22 日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職名 准教授

氏名 吉岡 宏祐 印